

別紙様式 8

入札要領

第1条 入札希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出してください。

共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行ってください。

第4条 課税物件（立木、建物等）と非課税物件（国有林野）を一括して入札に付す場合は、入札に当たり落札価格に含まれる消費税相当額は国が算定した額とします。

第5条 入札は所定の入札書により、入札締切時刻までに入札箱へ投入しなければなりません。

第6条 入札者は、入札前に入札保証金として入札金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組中央金庫等）が振り出した小切手、若しくは支払保証により納付しなければなりません。なお、入札執行の円滑化を図るため、なるべく現金は御遠慮ください。

第7条 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

第8条 入札書には、入札者の住所、氏名（名称）を記入の上、押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。

第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの
- 3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの
- 4 委任状を持参しない代理人が入札したもの
- 5 入札書の金額を訂正した場合で、訂正印のないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額100分の5に満たないもの
- 8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 9 暴力団排除に係る誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為がみとめられたもの
- 10 一人で2通以上の入札をしたもの
- 11 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者が入札したもの
- 12 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第11条 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らした入札書を無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。

第12条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申し立てることはできません。

第13条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には入札を止めることがあります。こ

の場合、異議を申し立てることはできません。

第14条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係る全ての入札参加者へその旨通知します。第10条第9項に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第15条 落札者は、契約の締結に先立ち、住民票又は法人登記の現在事項全部証明書及びその他契約に必要な書類を提出しなければなりません。

第16条 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。

第17条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第18条 入札保証金等は、落札者を除き、入札保証金等を納付したとき発行した受領証書と引き換えに速やかに還付します。この場合、利息は付しません。

第19条 落札者の入札保証金は、第22条に定める契約保証金に充当します。

第20条 落札者が落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第21条 契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。

第22条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が振り出した小切手、若しくは支払保証により納付しなければなりません。

この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属します。

納付した契約保証金は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。

第23条 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

第24条 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに森林管理局等のホームページに公表します。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）、開札日、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率、備考（その他参考となる事項）

2 落札者との売買契約締結後、その契約内容に係る次に掲げる情報を森林管理局等のホームページに公表します。

不落等随意契約の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第80条の規定に基づき定める

予定価格をいう。)の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵^{かし}又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)

3 前2項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第25条 本要領に定めのない事項は、全て会計法規の定めるところによって処理します。

委任状

代理人

住 所

氏 名

電話番号

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

物件番号	物件の所在地	区 分	数 量

年 月 日

分任契約担当官

〇〇森林管理局（署）長 〇〇〇〇殿

委任者

住所又は所在

氏名又は名称

電話番号

実印

- （注） 1 委任者の印は実印とし、印鑑証明書を添付してください。
2 代理人の使用する印鑑は、あらかじめ押印してください。

代表者選任届

代表者

住所又は所在

氏名又は名称

実印

下記国有財産の一般競争入札について、共同で買い受けたいので、上記の者をもって代表者に選任してお届けします。

記

物件番号	物件の所在地	区 分	数 量

年 月 日

分任契約担当官

〇〇森林管理局（署）長 〇〇〇〇殿

共同買受人

住所又は所在

氏名又は名称

印

住所又は所在

氏名又は名称

印

住所又は所在

氏名又は名称

印

入札書

売払番号	号		
所 在			
区 分		数 量	

入 札 金 額											
			億		百万			千			円

ただし、上記金額は課税物件（立木、建物等）を含む場合、消費税相当額を含んだ金額であること並びに国有財産売払公示書、入札要領、暴力団排除に関する誓約事項及び国有財産売買契約書を承知の上、入札します。

年 月 日

入札者 住所
氏名

印

代理人 住所
氏名

印

- （注１） 代理人により入札するときは、代理人の住所、氏名を代理人の欄に記名押印し委任した者の住所、氏名は入札者欄に記入してください。
- （注２） 金額のケタ違いや書き違いのないよう十分注意してください。
- （注３） 売払い番号の書き違いがないよう注意してください。
- （注４） 金額欄の記載例

入 札 金 額											
	¥	2	0	7	2	2	0	0	0	0	円

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。
また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局（署又は支署）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。